

2025 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 フ ィ ッ ト イ ー ジ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 國 江 仙 嗣
(コード番号：212A 東証スタンダード・名証メイン)
問 合 せ 先 常務取締役経営管理本部長 藤 原 祐 次
TEL.058-215-8744

新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 26 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行及び株式売出しの実施により、主要株主及び親会社以外の支配株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」という。）より、当社株式の東証プライム市場及び名証プレミア市場への上場承認をいただいております。詳細につきましては、本日付にて公表いたしました「東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場への上場市場区分変更承認に関するお知らせ」をご参照ください。

<本資金調達及び株式売出しの目的>

当社は、企業理念である MISSION「新たなフィットネス文化の創造で世界を変えていく」を掲げ、VISION「FIT YOUR STYLE、FIT-EASY では安心安全で楽しくご利用いただけるトレーニング環境を提供し、皆様の生活の一部となれる、世界一のアミューズメントフィットネスクラブを目指します。」を達成するべく、運動を続けることの重要性及び人々の新たな生活基準に沿った生活スタイルを提案するために、フィットネスマシンのみならずアミューズメント要素（スタジオ、高濃度酸素ルーム、ゴルフ、ラウンジ、サウナ、セルフエステ等）を取り入れたアミューズメントフィットネスクラブを展開しております。

当社は企業理念の実現のため、継続的な新規出店が最重要課題であると認識しており、東海 3 県（愛知県、岐阜県、三重県）の出店ノウハウを生かし全国に出店エリアを拡大することでブランディング向上とともに認知度の向上に繋げ、より多くの人へ当社サービスをお届けすることを目指しております。2025 年 7 月には関東エリアへの出店力強化のため、東京支社設立及び旗艦店出店を行いました。岐阜本社と東京支社での 2 拠点体制とすることで店舗開発力の強化を図り、関東エリア及び全国への更なる出店強化を推進していく方針であります。

また、当社はヘルスケアオートメーション（健康の自動化）の実現を目指し、2025 年 7 月に、AI 顔認証と連動した体組成計の活用により会員様一人ひとりのライフスタイルと目標に合わせたトレーニング

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ングメニューの提案や食事におけるサポートを働きかける公式アプリをリリースいたしました。AI が体組成計で取得した身体状態、日々の動作やトレーニング状況、食事における摂取カロリー等を自動でデータ化して継続的にトレーニングメニューをアップデートしていくもので、AI によるパーソナルトレーニングを実施することを通じた顧客満足度向上を図っております。今後も段階的にサービスを拡充していくための開発を進めております。

このような状況の中、今般の新株式発行による調達資金を直営店の新規出店やアプリのバージョンアップに係る設備投資資金、新規採用に係る人材投資資金等に充当し、新規出店を一層拡充してより多くの人々に当社サービスをお届けしていくとともに、アプリのコンテンツを拡充することによって当社サービスに対する会員の皆様の満足度向上に努めてまいります。

さらに、本資金調達を通じて自己資本を拡充し財務基盤を強化し、持続的な事業拡大に向けた資金調達余力を高め、当社の企業価値の向上と株主の皆様の利益の最大化を目指してまいります。なお、新株式発行による資金調達の結果として、東証プライム市場の上場基準である「純資産 50 億円以上」を充足する見込みです。

また、当社株主である國江仙嗣を売出人とする当社株式の売出しを併せて実施することにより、東証プライム市場の上場基準である「流通株式比率 35%」の充足に加えて、当社普通株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図っております。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 630,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 10 月 6 日(月)から 2025 年 10 月 9 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 2025年10月14日（火）から2025年10月17日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 1,500,000株
- (2) 売 出 人 國江 仙嗣
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受けによる売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 319,500株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、大和証券株式会社が当社株主から319,500株を

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
 - (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
 - (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
 - (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
 - (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、319,500 株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2025 年 10 月 29 日（水）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から 2025 年 10 月 29 日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションの行使を行います。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	15,890,250 株	（2025 年 8 月 31 日現在）
公募増資による増加株式数	630,000 株	
公募増資後の発行済株式総数	16,520,250 株	

（注）上記株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集に係る手取概算額1,930,157,000円については、200,000,000円をヘルスケアオートメーション（健康の自動化）実現を目的とした当社会員向けアプリのバージョンアップに係る設備投資資金に、100,000,000円を新規採用に係る人材投資資金に、354,000,000円を有利子負債の返済資金の一部に、残額である1,276,157,000円を直営店の新規出店に係る設備投資資金の一部に充当する予定であります。いずれも2027年10月期までに充当する予定であります。

ただし、発行価格等の決定に伴う手取概算額の変動により、手取概算額が2,254,000,000円を超過した場合は、2028年10月期以降の直営店の新規出店に係る設備投資資金に充当する予定であります。

上記手取金について、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、当社の設備の新設計画は、2025年9月26日現在以下の通りとなっております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
FIT-EASY 店舗 (日本国内)	フィットネス クラブ設備	800,000	－	自己資金 又は増資 資金	2025 年 11 月	2026 年 10 月	4 店舗
FIT-EASY 店舗 (日本国内)	フィットネス クラブ設備	800,000	－	自己資金 又は増資 資金	2026 年 11 月	2027 年 10 月	4 店舗
本社 (岐阜県岐阜市)	アプリ	100,000	－	増資資金	2025 年 11 月	2026 年 10 月	(注) 1
本社 (岐阜県岐阜市)	アプリ	100,000	－	増資資金	2026 年 11 月	2027 年 10 月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社はフィットネスクラブ運営事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社の収益力の更なる強化を目指すとともに、当社事業の持続的な成長の実現に向けた自己資本の充実による財務基盤の更なる強化に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と認識しております。利益配分については、企業体質の強化及び将来投資のための財源等を勘案しつつ、安定的な配当を維持することを基本としつつ増配、株式分割等の方法により株主に対し利益還元を行う方針であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

期末配当については、配当性向 25%程度を目途に、剰余金の配当を行うことが基本方針であります。中間配当については現在予定しておりませんが、当社は「取締役会の決議によって、毎年 4 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、持続的に成長することで企業価値を高めていくことを目的として、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当する方針であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2022 年 10 月期	2023 年 10 月期	2024 年 10 月期
1 株当たり当期純利益	3.68 円	48.36 円	71.24 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	20.00 円 (—)
実績配当性向	—	—	28.1%
自己資本当期純利益率	13.0%	101.3%	53.4%
純資産配当率	—	—	15.4%

(注) 1. 2024 年 10 月期の 1 株当たり年間配当金の内訳は、普通配当 14 円、記念配当 6 円です。

2. 実績配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり当期純利益で除した数値です。2022 年 10 月期及び 2023 年 10 月期については、無配のため記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（純資産の期首と期末の平均）で除した数値です。

4. 純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり純資産額（期首と期末の平均）で除した数値であります。2022 年 10 月期及び 2023 年 10 月期については、無配のため記載しておりません。

5. 当社は、2022 年 10 月 31 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株、2024 年 1 月 23 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っております。2022 年 10 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。当該新株予約権の内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集後の発行済株式総数（16,520,250株）に対する下記の交付株式残数の比率は2.88%となる見込みであります。

（注）下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

新株予約権（ストックオプション）の付与状況（2025年8月31日現在）

決議日	交付株式 残数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本組入額	行使期間
2022年10月25日	228,230株	21円	11円	自 2024年11月1日 至 2032年9月30日
2023年10月20日	247,530株	14円	7円	自 2025年11月1日 至 2033年9月30日

（注）当社は、2024年1月23日付で当社普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。上表の「交付株式残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「資本組入額（端数が生じる場合は資本組入額に算入）」は、当該株式分割調整後の内容となっております。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
2024年7月22日	一般募集 819,720千円	409,860千円	409,860千円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
始 値	—	—	1,213円	1,495円
高 値	—	—	1,714円	3,535円
安 値	—	—	700円	1,199円
終 値	—	—	1,530円	3,215円
株価収益率	—	—	21.4倍	—

（注）1. 当社株式は2024年7月23日付で株式会社東京証券取引所スタンダード市場及び株式会社名古屋証券取引所メイン市場に上場したため、それ以前の株価及び株価収益率については該当事項はありません。

2. 2025年10月期の株価については、2025年9月25日現在で表示しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、2025年10月期については期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

（4）ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である國江仙嗣並びに当社株主である株式会社オリーブ、中森勇樹、國江紀久及び守田拓記は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

（5）目論見書の電子交付について

引受人は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供（以下、「目論見書の電子交付」という。）により行います（注）。

（注）目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 主要株主及び親会社以外の支配株主の異動

1. 異動が生じる経緯

2025 年 9 月 26 日開催の取締役会において決議しました前記「I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の新株発行及び株式の売出し及び前記「＜ご参考＞1. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのための株式の貸出しに伴い、当社の主要株主及び親会社以外の支配株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

- (1) 氏 名 國江 仙嗣
- (2) 住 所 岐阜県岐阜市
- (3) 上 場 会 社 と 当社代表取締役社長
当 該 株 主 の 関 係

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (2025 年 4 月 30 日現在)	主要株主及び 親会社以外の支配株主	32,421 個 (20.41%)	77,000 個 (48.48%)	109,421 個 (68.90%)
異動後	—	14,226 個 (8.62%)	77,000 個 (46.63%)	91,226 個 (55.25%)

- (注) 1. 異動前の議決権所有割合は、2025 年 4 月 30 日現在の発行済株式総数 15,890,250 株から議決権を有しない株式として 2025 年 4 月 30 日現在の単元未満株 7,950 株を控除した株式数に係る議決権の数（158,823 個）を基準に算出しております。
2. 異動後の議決権所有割合は、異動前の当該株主の所有する議決権の数から前記「I. 新株式発行及び株式の売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにより売却される株式に係る議決権の数(15,000 個)及び前記「I. 新株式発行及び株式売出し 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に対して貸出される上限数である(3,195 個)を控除した値を、異動前の総株主の議決権の数に今回の一般募集による新株式発行により増加する株式 630,000 株に係る議決権の数（6,300 個）を加算した議決権の数（165,123 個）で除してそれぞれ算出しております。
3. 異動前及び異動後の議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 異動予定年月日

前記「Ⅰ. 新株式発行及び株式売出し 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日（発行価格等決定日の6営業日後の日）

5. 今後の見通し

当該異動による当社の経営体制への影響はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。